

第1 「(仮称)神戸市土砂の埋立等による不適正な処理の防止に関する条例(案)」 に関する意見募集手続きについて

1. 背景

建設工事で発生した土砂は、他の工事あるいは工事以外の用途(採石場跡地での埋め戻し等)で利用されているが、一部は利用先がなく、また「廃棄物」に該当しないことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規制対象外である。

そのため、全国各地で山間部において適切な管理が行われず、その結果、崩落事故が発生しているとともに、崩落には至っていない場合でも、費用面の問題、あるいは事業に関係する者の意識の低さから、土砂の急激なたい積、あるいは危険な状態の継続により、周辺住民への危険性が高まり不安を与えている。

2. 制定の趣旨

本市のような都市部と山間部が近い場所で、大規模な土砂の不適正な処理が行われると、大きな災害につながるおそれが高いことから、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障、災害を発生させるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について、必要な事項を定めることにより、良好な環境及び市民生活の安全を確保する。

3. 施行予定

- ・令和2年第1回定例会(6月)において条例案を上程予定
- ・周知期間を経て令和2年度中に施行予定

4. 意見募集の方法等

(1) 意見募集期間

令和2年3月2日(月)から令和2年4月1日(水)まで

(2) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧に供します。

- ・環境局事業系廃棄物対策部
- ・市民参画推進局市民情報サービス課
- ・各区役所まちづくり課、須磨区役所北須磨支所、西区役所西神中央出張所

※ 上記のほか、神戸市ホームページにおいて資料を閲覧いただけます。

(3) 意見の提出先及び提出方法

- ・提出先 : 環境局事業系廃棄物対策部
- ・提出方法 : 郵送、FAX(078-595-6250)、直接持参
電子メール(sanpaisinsa@office.city.kobe.lg.jp)
神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出
のいずれか

5. 意見募集後の予定

いただいたご意見に対し、神戸市ホームページで一括して神戸市の考え方を公表します。

「(仮称)神戸市土砂の埋立等による不適正な処理の防止に関する条例(案)」の概要

課題

本市のような都市部と山間部が近い場所における、大規模な土砂埋立が抱えるリスク

- ・ 不十分な施工による災害発生の危険性
- ・ 汚染された土壌の混入による周辺環境への影響、山林の伐採による自然破壊
- ・ 周辺住民等とのトラブル

条例案の概要

【目的】市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障、災害を発生させるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境、自然環境の保全、市民の生活の安全を確保する。

1. 土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止

2. 特定事業の許可制

事業区域の面積が1000㎡以上、かつ高さが1m超の土砂埋立(特定事業)を5年を限度とした許可制(更新可)とする。

⇒許可申請時、事前協議、説明会の実施、土地所有者の同意、環境影響調査の実施(一定規模以上)を義務化

3. 維持管理の実施

① 特定事業実施中、以下の実施を義務づけ

- ・ 搬入する土砂の性状等を示す届出(土砂搬入届)の提出
- ・ 搬入搬出管理簿の作成・保存(5年間)
- ・ 標識の掲示
- ・ 廃棄物等の混入状況の確認、水質調査の実施及び結果の報告
- ・ 許可申請書類の開示

② 土地所有者に対して、施工状況の確認、不適正処理確認時の市への通報等を義務化

4. 事業廃止及び完了時の措置等の実施

事業の廃止及び完了時、水質調査の実施・報告、災害防止措置、生活環境・自然環境の保全措置の実施を義務化

5. 不適正処理発生時の措置等

- ① 大規模な土砂埋立てにおける不適正処理に対する措置を行うための保証金制度の創設(行政代執行費用として)
- ② 搬入禁止区域の指定(土砂搬入が継続することにより周辺環境に影響が及ぶ場合)

6. その他

- ① 条例施行に必要な限度において、報告徴収、立入検査を行うことができることを規定。許可基準を遵守していない場合等には、特定事業の許可の取消し、土砂埋立を行った者及び土地所有者等に対する改善勧告、措置命令、公表等を行うことができることを規定
- ② 勧告、命令等に従わない場合、懲役、罰金等の刑事罰。(土砂埋立を行った者及び土地所有者に適用)

条例に規定する主な内容の詳細

土壤安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止

土壤安全基準に適合しない土砂埋立て等を禁止。使用のおそれがある場合には水質調査の実施、使用していることが明らかな場合は、措置を講ずるよう命ずることができることを規定。

⇒土壤安全基準（基準値）は規則で規定（土壤汚染対策法で定める指定基準と同値）

特定事業の許可基準

すべての許可基準を満たした者に対して、特定事業の実施を許可

【許可基準の例】

- 申請者及び現場責任者が、適正に事業を行うための要件（暴力団員でないこと、経理的基礎を有していること等）を満たしていること
- 粉じん・騒音等の発生防止措置が講じられていること
- 特定事業完了時、土砂の流出・崩落等による災害発生のおそれがないものとして、構造上の基準※に適合するものであること
 - ※構造上の基準（規則で規定）
 - 法面の勾配（30度以下）、法面保護、盛土高（上限30メートル、小段の設置等）等
- 特定事業施工中、施工後の土地利用が周辺地域との景観の調和措置が講じられていること 等

説明会の開催

特定事業の許可申請の際、周辺住民等への説明会の開催を義務化。

【周知する事項の例】（規則で規定）

廃棄物等の土砂等への混入防止措置、自然環境との調和を図るために講ずる措置 等

【周知対象】（規則で規定）

- 特定事業の事業区域の面積が
 - 3,000㎡未満の場合⇒事業区域の境界から水平距離が15mの範囲内の住民及び自治会
 - 3,000㎡以上の場合⇒事業区域の境界から水平距離が50mの範囲内の住民及び自治会
- 特定事業区域からの排水が流入する河川、ため池等の下流で、農業用水として取水している者、団体（土地改良区等）、当該水域の水防のために組織された水防管理団体

環境影響調査

一定規模以上の特定事業を行う場合、事前に特定事業区域及びその周辺の環境影響調査の実施を義務化 ⇒規則により調査を義務付ける規模、調査項目等を規定

【調査を義務付ける規模】⇒面積10,000平方メートル以上の特定事業（規則で規定）

【調査・予測項目】⇒大気質、騒音、振動、水質及び自然環境（規則で規定）

維持管理について

特定事業の実施中、特定事業を実施する者に対して、廃棄物の混入状況の確認・報告、水質調査の実施・報告等を新たに義務化。（水質調査は事業終了・完了時にも実施することを義務化）

【廃棄物混入状況の確認】⇒搬入車両ごとに実施。（詳細は規則で規定）

【水質調査の実施】⇒最低月1回実施（調査項目等は規則で規定）

土地所有者の責務

特定事業の実施期間中、土地所有者が行うべき責務を規定

【土地所有者が行うべき責務】

- 施工状況の確認（同意した特定事業の内容と相違がないか、土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないか等、毎月1回以上確認。規則で規定）
- 許可内容と異なる土砂埋立て、土砂の崩落・飛散・流出等、生活環境、自然環境の保全、災害防止等の支障が生じるおそれがある場合、事業の中止、原状回復措置等を求めること、市への報告・通報

保証金制度

1. 目的

特定事業の適正な履行、不適正処理が行われた場合、災害発生の防止等の確実な実施の確保

2. 保証金の対象事業

埋立区域の面積が5ha（50,000㎡）（緑地の保全・育成及び市民利用に関する条例に規定する緑地の保全区域、緑地の育成区域の場合は2.5ha（25,000㎡））以上の事業

※都市計画法第29条に基づく開発事業は除く。（規則で規定）

3. 保証金の額

埋立容量1㎡あたり1,100円

4. 保証金の使途

行政代執行で実施する災害防止、生活環境、自然環境の保全等の措置に要する経費に充当

5. 保証金の設定方法

- （1）事業者が事前相談時に、保証金を準備。定期預金として金融機関に預け入れ。
- （2）市と質権設定契約を締結。金融機関の承諾、確定日付を取得。
- （3）特定事業許可取得後、保証金の使途等を明らかにするため協定を締結。

搬入禁止区域の指定

土砂埋立の継続により、人の生命、身体、財産を害するおそれがある場合、その事業区域及びその周辺区域を土砂搬入指定区域として指定し、6月を超えない範囲で、期間を定めて改善するよう命ずることができることを規定。

改善勧告・命令

特定事業を実施する者が不適正な土砂埋立を行った場合、特定事業を実施する者に措置するよう勧告、命令することができる規定を設けるほか、新たに土地所有者に対しても勧告、命令することができることを規定。